

平成19年 9月 7日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	22番	水野博
23番	高橋清春	24番	木下道郎
25番	宇佐美肇	26番	久保文哉
27番	黒宮喜四美	28番	四方利男
29番	大原功	31番	原沢久志
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
-----	------	-----	-------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開発部次長 兼農政課長	早川 誠	総合福祉センター 所長	服部 昭男
教育部次長 兼図書館長	高橋 忠	監査委員 事務局長	加藤 重幸
総務課長	佐藤 勝義	企画情報課長	村瀬 美樹
管財課長	渡辺 安彦	防災安全課長	服部 正治
保険年金課長	佐野 隆	環境課長	久野 一美
健康推進課長	鯖戸 善弘	福祉課長	横井 貞夫
介護高齢課長	佐野 隆	児童課長	山田 英夫
商工労政課長	若山 孝司	土木課長	三輪 眞士
都市計画課長	伊藤 敏之	下水道課長	橋村 正則
教育課長	前野 幸代	社会教育課長	水野 進

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	下里 博昭	書記	柴田 寿文
書記	岩田 繁樹		

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件
- 日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件
- 日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件
- 日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件
- 日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件
- 日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件
- 日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
- 日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
- 日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
- 日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

~~~~~

午前10時00分 開議

議長（宇佐美 肇君） では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、久保文哉議員と黒宮喜四美議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議案第39号 政治倫理の確立のための弥富市長の資産等の公開に関する条例の一部改正の件

日程第3 議案第40号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正の件

日程第4 議案第41号 弥富市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正の件

日程第5 議案第42号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の件

日程第6 議案第43号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の件

日程第7 議案第44号 弥富市道路占用料条例の一部改正の件

日程第8 議案第45号 平成19年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第9 議案第46号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第10 議案第47号 平成19年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第11 議案第48号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第12 認定第1号 平成18年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第13 認定第2号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第14 認定第3号 平成18年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第15 認定第4号 平成18年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第16 認定第5号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第17 認定第6号 平成18年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第18 認定第7号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第2、議案第39号から日程第18、認定第7号まで、以上17件を一括議題とします。

本案17件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず大原功議員、お願いします。

29番（大原 功君） 議案第41号の市議会の報酬ということでありましてけれども、この30万から40万にすることによって市民にどれだけのメリットがあって今提案されておるのか、これをひとつお聞きしたい。新聞によると、隣の市が40万だから、弥富市も大体それに沿っていくという話でありますけれども、愛西市の場合は人口が約6万8,000、弥富の場合は4万8,000ぐらいですから、約2万人違います。それから、愛西市の場合は、定数が5万人以上だと30人で第1回選挙をやるわけね。弥富の場合は第1回選挙でありますから、5万人以下ですから、26人までが普通はいけるわけなんです。それをあえて、当時私が議長のときに32人から18人にしましょうということ、中には16人にしないかんといい方もありました。それからもう一つは、もうちょっと多くてもいいんじゃないかという話もありました。こういうふうでありますので、この辺について隣と合わすというふうになると、議員の数とかそういうのも変わってくるんじゃないかなあと思うんですけれども、この辺についてひとつお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

大原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まずその前に、今回、市会議員の皆様及び特別職の給料の額の改正につきましての改正の理由を申し上げます。

市会議員の報酬の額と市長及び副市長、教育長の特別職の給料の額の条例の改正につきましては、昨年4月1日の町村合併、市制施行に向けた合併協議会の具体的な調整内容で、市議員は来年2月29日までを在任特例ということで適用し、報酬は旧町村の額とするということが決定されました。在任特例期間の満了が近づいてまいりましたので、それを見直すものでございます。また、特別職の給料は合併、市制施行時に見直すことが一般的でございますが、本市の場合は編入合併方式を採用したこともあり、議員報酬の見直す時期まで見直しを延期してきたいきさつがございまして、今回一緒に見直すということでございまして、御理解を賜りたいと思っております。

そして、去る7月25日に10名の委員によりまして報酬審議会が開催され、その協議経過につきましては、特別職の報酬、給料等は統一的な基準がなく、他市の状況を見ますと、それぞれの自治体の事情や状況により定められておるのが現状でございます。この状況の中にあつて、審議会は基本的な考え方として、先ほどおっしゃいました人口、財政状況、地域事情、職務内容等の事務事業のかかわり等を総合的に考慮し、方向づけて協議されたものと思っております。その理由でございますが、地方の財政状況は厳しい状況が続いておりますが、行財政基盤のより一層健全化を図るためには、人件費を抑制するという観点も必要ではありま

すが、類似する自治体や近隣の自治体の報酬、給料の額の状況、議会議員の定数削減の状況等について総合的に勘案し、合併による区域の拡大及び市制施行により従来にも増して特別職の職務は多様化し、その職責は極めて重くなっております。これに見合う報酬が必要であるとの考えや、さらに議会議員に対しましては、幅広く住民の意思を反映させていただき、すなわち広く市民の負託にこたえていただくという形と同時に、志のある方はだれでも議員として活動しやすい環境を整備することが大事だろうというふうに思っております。いわば活動のための経済的な生活基盤が必要だろうということでございます。それによって結論が出されました。

ちなみに、来年実施される選挙につきましては議員定数が18人と削減されるため、議員報酬等の総額につきましては、年間約1,800万円の削減がされることとなります。私としては、この報酬審議会の答申結果を尊重し条例改正案を提案いたしましたので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 議案41号を聞いておるのに42号まで言うということは、議長は注意しないかんよ。今は41号を私は聞いているんですから。質疑は1時間ということになっておりますから、議長がもっときちっとしてください。

まず先ほど言った41号についてであります。これはよその5市を見ると、一宮なんかだと約37万人の人口で、旧一宮と尾西、木曾川というふうでありましたが、合併したため、一宮の給料の52万4,000円でそのまま据え置くというふうになっております。稲沢につきましては約13万人、これにつきましては稲沢市、そして祖父江町、平和町というのが合併されて、稲沢の給料に合わすということで48万3,000円になっております。こういうふうでありますので、市長が言われるように、私の言うのは30万の給料を40万にして10万円上げることで市民にどのようなメリットがありますかということ聞いておるわけなんですね。隣の地域が上げたから上げるということじゃなくて、それを聞いておるわけ。約10万円上げると月に180万ですか、1人当たりになると。18人だからね。それに年間のボーナスとかいろいろものをすると、おおよそ約250万円ぐらいの毎月の市の出費になると思います。こうなると、6人ふやして今までの30万でやっても一緒なんですね、3,000万かかりますから。今の市議会議員は、十四山さんを除いて旧弥富の人は年間約500万ぐらいですから、6人ふやしても3,000万です。だから給料を上げなくても、市長が言うように市民のメリットを考えるなら、18人じゃなくて24人にしてもいいわけね。ということ聞くわけなんだ。その辺のところをよく市長が御理解いただかないと、質問しておった方が何を質問して聞いたのかということになりますので、この辺のところを再度お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

その前におわび申し上げます。議案が二つにまたがりまして、申しわけございませんでした。

議員報酬に関する問題につきましては、先ほども話をしましたように、私どもはその審議会に託したわけですが、そのときには人口7万人以下の市を一つの参考にさせていただきました。いわゆるこの近辺ですと、愛西市であるとか、あるいは津島市であるとかいうような、愛知県下11市の7万人以下の人口規模という中で一つの議員報酬に対する考え方を御提案させていただいたということでございます。

また、どういうメリットがあるかということでございますけれども、これは、市会議員の数が基本的には削減になるという中においては、議会議員の皆様の活動というのが非常にこれからも幅広くやっていただかなきゃいかんというようなことになってくるかと思えます。いわば先ほども述べましたように、広く市民の負託にこたえていただく。そして同時に、市民と一緒に、協働した形の中で議会をより一層市民のために活動していただくということでございますので、メリット・デメリットということじゃなくて、基本的な考え方の上においてそういうことが必要だろうというふうに考えておるわけでございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 今、議員が活動するために30万を40万にするということでありましてけれども、世間的に私も聞いてきました。市長も聞かれると思っておりますが、まちを歩いておっても、市議会議員を一遍も見たことないよという人も弥富市の方はよくあります。活動しておるといふならば、その活動費について、別に私は40万でもいいんだけれども、本当なら政務調査費というふうに10万円上げて、活動した人に対してはその分を払うというふうにすれば、今、定率減税で市民税が約倍ぐらいになった。中には25%ぐらいになったという人も見えますので、そういうのを含めたり、保育所の措置費がまだ払ってないという方も見えるので、そういうのにお金をつぎ込んであげて、今お金のある人がお金のない人を助けて、そしてお金のない人もお金がある人を助けていただくというふうなことが全体的な世の中であるわけです。この辺のところについて再度一遍、この分について、41号だけですよ、お伺いしたい。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 議会の皆さんが市民の方からすると見たこともないというふうにおっしゃるわけですが、私は決してそうではないというふうに思っております。議会が終わるたびにしっかりとした議会だよりを発行されまして、市民の方にそれを熟知していただいているというようなことも見受けられますし、また一人一人のところへお邪魔して、一生懸命市民の声を聞いていただいているというふうに私は思っておりますし、実行していた

だいているというふうに思っております。

政務調査費というようなことですが、まず基本的なものを考えることが大事だろうという認識でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） あんまり41号ばかり言っておってもいかなので、市長の考え方がよくわかって、これが市民にわかりやすい答弁だったのか、ないのかということは市民の方が判断することなので、これだけにいたします。

議案第42号について聞きます。

市長は政権公約されたときに、89万5,000円というのを20%下げて71万6,000円というふうでやられたわけね。今回93万になると、またそれから20%下げなきゃいかんもんだから74万4,000円、そうするとアップ率は2万8,000円です。新聞には3万8,000円ということが書いてあったんだけど、新聞社もよく勉強しないかんと思いますけれども、こういうふうであります。率からいくと3.9%ということであります。やっぱり市長は、政権の公約というのは1期4年間をきちっと守っていただかないと、私も市長を支持しておる中に入りますので、市民の方でも市長を支持されたという方の中には低所得者の方も見えると思います。そうすると、こういう上げるということになると、公約というのは一体何かということになってまいりますので、これについては市長が初めの施政方針に書いてありますけれども、市民本位の行政運営というふうに書いてあります。また、市役所とは、市民の皆様方のお役立てになるようにということも書いてあります。また、職員は市民に視線を向けると。そして、厳しい批判もよく聞きますと書いてあります。それから、この下へ来ると、市長は会社の役員さんもやってみえたということを知っておりますけれども、お客様を大切にしない企業は発展しないよ、栄えないよというふうに書いてあります。やっぱり市長も公約をきちっと守らないと、企業と同じで、そういうものが市民感情になってくると、例えば市長のリコールということがあります。市長は19年の2月5日に就任されましたから、来年の2月4日以後になるとリコール運動ができることとなります。これは有権者の3分の1というふうになっておりますので、3分の1ぐらいだったら皆さん努力すれば集まるかもわかりませんから、支持しておった人も反対に回られると、せっかく若い市長になられて、市民をサポートできる市長であるのに、ここで政権の公約をほごにしてやられるのか、この辺のところを一遍お聞きしたい。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） 特別職の給与の増額に関しまして大変御心配をいただいているということ、ありがとうございます。私が3月の議会におけます施政方針演説で述べました行政に対する姿勢というのは、もちろん変わるものではございません。これからもしっかりとその

施政方針演説に基づいた市政運営、行政運営というものを市民の皆さんとともにやっていきたいということにおいては、いささかも変わるものではございません。

今回、特別職の給与の改正につきましては、先ほども少し述べさせてもらって申しわけなかったんですけども、本来ならば合併の時点のところで改正していただくのが本意だったと思いますけれども、そういった中で議員報酬と一緒にあわせて改正するという形で見直ししていくものでございます。そういった中で、給与の20%カットの条例を提案し、実施している中で給料のアップを改正するのはおかしいじゃないか、矛盾があるのではないかというような御指摘でございますけれども、今回提案させていただきましたのは、特別職報酬審議会という公の機関の答申結果を尊重し、条例改正案を提案したものでございまして、給与の20%カット、特例条例につきましては3月議会で答弁したとおりでございまして、市長に就任し、そしてこれからいろんな問題に取り組んでいくための私の一つの個人的な姿勢でございまして、その決意という形でございます。このことにつきましては、今後も改正された時点においても変わるものではございません。そして、そういうことと同時に、二つのこの条例の改正の理由ということに対しては、全く観点が異なるものであるというふうに認識しておりますので、何ら矛盾していないというふうに考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原功議員。

29番（大原 功君） 今、市長は給料について何の変わりはないということは、アップしないということとっていいんですか。この辺のところをよく聞かんと、変わりが無いというのはどこが変わりが無いというを、上げておいて20%引くから変わりが無いという意味なのか、私の給料だけは3役でありますから公約どおり変わらんというふうでいかれるのか、市長は税金の有効活動を徹底的にするというふうに2月5日に職員・幹部を集めてされておるわけ。税金の無駄遣いをしないということは、自分が公約したものをきちっと守らないと、これは税金の無駄遣いになっちゃうんですね。この辺のところは、市民の方はだれでもわかると思います。公約というのは、4年間で1期でありますので、その公約を守らんということになると、税金の無駄遣いになってしまいます。だから、この報酬審議会についても、服部彰文市長はまだ就任される前でしたけれども、議員の数を減らしたときに、今は副市長ですけれども、副市長にも言ったり、局長にもよく言いました。早く報酬審議会をやって給料をきちっとしなさいよと。議員の定数もこうやってやったんだからということで、やってきました。それが、だんだんだんだんそういうふうになって、あの市長の場合は年齢が年齢だからやっぱり早うやれなんだかもわかりませんが、これはやむを得んと思いますけれども、やっぱりそういうときに早くやっておれば、議員というのは自分たちが18人なら18人ということ早くすることによって、市民にもそういうインパクトができたり、減るから議員でも一生懸命やらないかんと。今まではちょっと自分にしてもまずかったかなあという

ころがあるかもわかりませんが、それをやっぱり一生懸命やらないかんというふうにされるといって、早く定数をしたわけなんだ。だから、報酬審議会では決まったから、市長の場合は公約をきちっと守らんと、その分を上げるということは2万8,000円という金額が上がりますから、これは税金の無駄遣いになるんじゃないかなあというふうに思いますけれども、ただ報酬審議会がやってくれたからそれでいいという問題ではないと思っておりますので、この辺のところは市長として指示しておるものと。議員だからここで発言ができるけれども、まだ傍聴の方やら、それからまだ下で見えても見えると思いますけれども、そういう方についても、さすが市長だと。やっぱり言ったことはちゃんと守るといっていただきたいと思いますけれども、この辺のところをよろしくお願いします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 特別職の給与に関する改正につきましては議案第42号のことを言っておるのでございまして、私及び副市長、それから教育長等の給与については、議案第41号にございますように、一緒にこの見直しをしていただきたいと思いますということでございます。

それと、税金の無駄遣いということでございますが、これはただ単に報酬という形の中で税金の額が上がるということにおいて、イコール税金の無駄遣いとは考えておりません。それぞれ先ほども言いましたように、議員報酬に関してはしっかりと市民の意見を取り入れて市議会運営をしていただくと同時に、私は給与の改正において、より一層身を引き締めて行政に携わっていく、その姿勢でございますので、その辺のところは十分に御理解を賜りたいというふうでございます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 私の言っておるのは、この41号が、議員が上がったから報酬審議会にかけて3役も一緒に上げようという、はっきり言ったら便乗値上げみたいなものになっちゃうというふうにとられる方もあるわけなんですね。だから、そういうふうじゃなくて、私が41号と42号を切ったというのはそういう意味なんです。議員の方は議員の活動をするわけです。市長の場合は常勤のように毎日来てやっていただいて、普通は労働時間というのは大体8時間ぐらいですけども、市長の場合は緊急やいろんなことがあってかなりの時間見えるわけだけど、公約というのは、よその町村の中でも、そういうのが上がってもそのまま4年間は守ってみえるところもあります。だから、そういうことを含めると、市長もその方法をやっていた方がいいと私は思うし、また少し外れるかもわかりませんが、平成22年の3月31日までは合併特例法措置法というのがあります。これには、1万人以下の住民のところについては合併をしなきゃいかんと。市長やそれぞれの党首、議員が反対しても強制的に国がやらせるというふうになっておりますので、そうなってくると、飛鳥さんが弥富市についていただけるのか、あるいは4町の方に行かれるのかということも想定すると、

4年後には選挙があるということも考えなきゃいけないので、支持しておる者としては、やっぱり支持のしやすいふうにやっていただいた方が無難だと思いますけれども、その辺のところをひとつ再度お伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答えさせていただきます。

先ほどから言っておりますように、議案第41号と42号という別々の議案という形で御理解を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 大原議員。

29番（大原 功君） 後の方も見えるので、そうやるとか言ってもあれですから、市長の考え方がきちとしたことを言ってみえる。一応公約というのは廃止にして、そして2万8,000円をアップするということになりますので、これは市民が判断することであるので、私がどうかこうとか、人の給料だからそうは言えません。ただ、その提案をされた方が服部彰文市長なんだから、その市長の判断でやっていただくようにした方がいいと思うので、答弁は要りません。これで終わります。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 一つだけ答弁をさせていただきます。

私は、給与の問題につきましては、20%カットというものをもちろん公約という形の中で掲げさせていただいております。その途中におけるこういう報酬審議会等の状況ということは、その当時につきましては、ある意味ではなかったわけでございますので、マニフェスト等にも給与という形に書いてございますので、それを改正するものではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 次に安井光子議員、お願いいたします。

18番（安井光子君） 安井でございます。

私は、認定第1号について3点、認定第2号につきまして1点、合計4点の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、認定第1号のその1、小・中学校の学校管理費についてでございます。平成18年度学校図書購入費についてお尋ねをいたします。

小・中学校各学校別に生徒1人当たりの購入費と購入冊数、蔵書数についてお伺いをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） それでは、安井議員の図書購入費についてお答えさせていただきます。

児童・生徒1人当たりの購入費と購入冊数でございますが、弥生小学校848円、431冊、桜

小学校834円、746冊、大藤小学校1,177円、163冊、栄南小学校1,225円、194冊、白鳥小学校973円、241冊、十四山東部小学校1,167円、150冊、十四山西部小学校1,153円、101冊、弥富中学校1,470円、532冊、弥富北中学校1,770円、647冊、十四山中学校2,858円、248冊でございます。また、各学校の蔵書数でございますが、弥生小学校1万8,982冊、桜小学校1万9,231冊、大藤小学校7,529冊、栄南小学校8,299冊、白鳥小学校1万144冊、十四山東部小学校9,646冊、十四山西部小学校9,562冊、弥富中学校1万4,431冊、弥富北中学校1万7,083冊、十四山中学校5,763冊でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 数について学校別に御報告いただいたんですが、後ほどで結構でございますので、この一覧表を全議員に配付していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つの質問は、学校によって随分アンバランスがございますが、今回平成18年の図書購入費につきましては何を基準に予算配分がされているのか、お答えいただきたいと思ます。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

図書購入費の見直しについてでございますが、各学校、予算の計上をするときには、児童・生徒数の多い少ないはありますが、各学校、小さくても必要な本というのは学校図書館の方には備えたいと思っておりますので、クラス数とか、児童・生徒数を基準にして予算を計上させていただいております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井光子議員。

18番（安井光子君） 私は、旧弥富町のことについては、以前の決算書とか、そういうものがございませんので詳しい調査はできておりませんが、十四山東部につきまして、また十四山の小・中学校については資料がございますので、ちょっと調べてみました。

合併前の平成15年の十四山東部小学校図書購入費、それから現在の18年の弥富市になってからの購入費を比べてみますと、東部小学校につきましては、平成15年の合併前を100といたしますと、現在は28%に大きく減っております。西部小学校を調べてみますと、先ほどと同じ基準で比較いたしますと、購入費は22%に激減しております。十四山中学校はどうかと見てみますと59%、約半額となっております。どうしてこのような激変になったのか、御説明をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、クラス数とか児童・生徒数を基準にしておるということもあり

ますが、小さい学校でも必要な本というものは備えたいと思っておりますので、今後も子供たちが進んで学校図書館を訪れ、読書活動や調べ学習を楽しむことができるように、図書の充実、整備を今後も図っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 弥富市では学校図書に使う財政の規模がある程度決められているのではないかと思います。旧十四山と弥富市で、学校図書に対する充実、どういうふうにしていくかという考えがちょっと違ってきているんじゃないかと私は思うんですが、学校図書館法を私も調べてみました。その第1条では、「学校図書が学校教育において欠くことができない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする」、このようにうたっております。また、学校図書館法の一部を改正する法律案に対する衆議院の附帯決議、これは1996年に決議されたものでございますが、「学校図書館は次世代の知と生きる力をはぐくむ宝庫であり、政府及び地方公共団体は不断の努力でその充実に取り組み云々」と書かれております。この弥富市では、学校でも読書について非常に力を入れていただいております。朝の3分ないし5分の読書を初め、子供たちが本が好きになるようなさまざまな取り組みが行われていると聞いております。弥富市の次世代の子供たちが柔らかい頭でたくさんの本と接し、自分で物事を考え、自分で判断し、生きる力を養う基礎を培えるよう、学校図書の充実のためにぜひこれからも御尽力いただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

今、弥富市といたしましては、小学校・中学校における図書のさらなる充実を図っていきたいということは考えております。今、年間の予算といたしましては500万弱の予算計上をさせていただいておりますので、そういった中でこれからも有効に考えていきたいということでございます。本当に児童・生徒の基本的な知識、あるいはそういった形の中の情操教育においては、図書というのは欠かすことのできないものだと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 十四山は人数も少なかったから、それからもう一つ、図書に対する行政の考え方が、図書に重点を置いて予算が配分されていたのではないかと思います。弥富市の場合、年間で約500万使われているのでございますが、子供たち1人当たりにはいたしますと非常に少ない金額でございます。この引き上げをぜひ来年度はしていただきたい、このように要望しておきます。

次の質問に移ります。学校の樹木管理委託料についてでございます。

十四山の各学校について、住民の方から木が田んぼの方に来て困っているとか、草が生えてきて困るなどの苦情が寄せられています。樹木の管理、消毒などはどうなっているのか調べてみました。

合併前の平成17年度におきましては、十四山東部小学校、西部小学校合わせて樹木の剪定・消毒費、委託料ですが、約131万計上されております。弥富市になりまして今年度の予算は、東部小学校・西部小学校合わせて49万8,000円、約50万でございます。十四山合併以前の金額と比較してみますと約38%、3分の1しか使われておりません。十四山の中学校を見てみますと、合併以前、平成17年度は50万8,000円ございました。弥富市になってから24万9,000円、約半分でございます。十四山の場合、学校周辺の敷地が広く、木立も多いという関係で費用はかかると思うのですが、どうしてこのように削減されたのでしょうか、理由をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 次に樹木管理の御質問でございますが、一応各学校、年1回の樹木剪定と消毒を行っております。しかし、今、安井議員さんおっしゃったように、樹木の多い学校もございます。また、隣の家の方に枝が出て陰になったりとか、田んぼの方が陰になるというお話も住民の皆様から御要望もいただいております。そういうときはその都度、御要望があったときには剪定・消毒等を実施させていただいております。今後も皆様に御迷惑のかからないように樹木管理をやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 予算は少ないけれども、その都度要望があればやっているというお話でございましたが、もう少し実態を聞いたところをお話したいと思っております。

学校としても、行政の方にすべてお任せするのではなく、先生と子供たち、父母が協力して、夏休みなど全員出て除草作業が行われました。それから、学校としても、先生方が草刈りその他について随分御協力いただいているようでございます。例えば、東部小学校は校舎の前に広い花壇がございます。皆さん御存じのように、校門から入っていくところにもきれいに花壇がございます。それで、この予算では花壇の花を買うことが十分できないものですから、先生が子供さんと協力をして、種をまいて、育てて、それで植えるようにしようという工夫もされております。今申し上げましたように、十四山の各学校は木立が多く、自然に恵まれております。だから、これだけの予算では自然豊かな学校環境を整備していくのが難しいのではないかと私は思います。ぜひ予算の御配慮をいただきたいと思っております。そして、せっかく恵まれた自然の中で子供たちがのびのび学べるように、樹木管理の委託料見直しをしていただきたいと思っております。これは旧十四山地区に限らず、ほかの弥富市の学校についてもぜひチェックをお願いして改善を図っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

市長、お答えをお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員の御質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃることは非常によくわかるわけですが、決して私たちもできないということではございません。学校の先生におきまして、自分たちのできることにつきましてはやっぱりやっていただきたいということも、この機会にお願いをしていくわけですが、例えば人家等に影響があるとか、あるいは周囲の住民の皆さんに迷惑がかかるというようなことにつきましては、検討していかなくやいかんというふうには思っております。当面、実態調査も含めながら、その辺の樹木管理につきましては見ていきたいというふうに思っております。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 三つ目の問題について伺います。

東部小学校、桜小学校の耐震診断委託料についてでございます。この耐震診断で市内の全学校の耐震診断は終わると聞いておりますが、これについては間違いございませんか。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えします。

国の方から言われております対象の建物につきましては、これですべて終了でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 東部小学校の北校舎につきましては、何年か前でございますが、体力度調査か耐震診断、どちらかはっきり覚えておりませんが、基礎が松くいであるために耐震補強工事ができないと議会で報告されておりました。そのため、渡り廊下も取り壊されたと思っておりますが、どのようになっているのでしょうか。

それで、続いての質問にもお答えいただきたいと思っております。

耐震診断を行って補強工事ができると判断されたのでしょうか、これについてお答えいただきたいと思っております。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） 御質問にお答えいたします。

十四山東部小学校の北校舎につきましては、平成8年度に耐震診断を実施しております。そのときのI s 値、I s 値といいまして、構造耐震指標といいまして、建物が耐震性能を有しているかどうか判断するための数値でございますが、このI s 値が0.71ということで、基準値の0.7を上回っておりました。しかし、経過年数が30年ほどたっているということで、同時に体力度調査も行いました。その結果、国の改築基準である5,000点をそのときは少し上回っておりました。しかし、平成15年度に旧十四山は小・中学校の耐震診断を行ったわけ

でございますが、このときに十四山東部小学校の北校舎の耐震診断を実施するかどうかという話し合いのときに、以前の診断から7年ほど経過しておると。年数がたっておりましてので、以前に5,000点ちょっとを超えておりました結果が、5,000点を下回るという判断をしまして、北校舎につきましては耐震診断を行わず、危険校舎として使用を禁止してきた、今も使用を禁止しておるといふ経緯がございます。平成18年度、国からは耐震診断をやってない建物はすべて耐震診断を行うようにとの指示でございますので、十四山東部小学校の北校舎の耐震診断もあわせて今回行ったということでございます。今回、東部小学校の結果が出ましたので、ほかの学校の耐震補強工事とあわせて一緒に補強工事の方も行っていきたいというふうにご考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） そうしますと、北校舎は、現在は先生が御一緒であれば、低学年の図書室とか総合学習の学年控室などに使われているそうでございますが、東部小学校も教室の余裕がないということをお聞いております。耐震補強工事が行われれば、教室として使用できるのでございますでしょうか。また、水道が引かれていないと思っておりますが、その点についても水道を引いたりするのも可能なのでしょうか、これについてお尋ねをいたします。

議長（宇佐美 肇君） 教育課長。

教育課長（前野幸代君） お答えします。

北校舎につきましては、今、耐震診断の数値が出ましたので、耐震補強工事をして耐震性能をきちっと有するようになれば、教室として使用は可能になると考えております。

それから水道のことでございますが、十四山東部小学校は農業集落排水でもう接続しておりますので、北校舎に関しましては、そのときに使用を禁止するというごことではないでありません。今回、耐震補強工事をやる際には集落の方にもつなぎたいというふうにご考えております。なお、水道という話が出ましたが、トイレ等はそのままに全部なっておりますので、供用開始はすぐできると考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

認定第1号の2です。心身障害者福祉タクシー扶助料の上乗せについてでございます。

平成18年度は合併があつたにもかかわらず、年間延べ利用枚数はあまりふえておりません。心身障害者にはタクシーチケット36枚が支給され、自動車をお持ちの方は自動車取得税、自動車税が全額免除となる場合もでございます。しかし、心身障害と知的障害と二重の障害をお持ちになった重い人たちが名古屋の病院などに通院しなければならないとき、家族は車がない、タクシーチケットを使っても遠距離でタクシー代の負担が重い、タクシーを使うことができない、あるお母さんはヘルパーさんに付き添ってもらって公共交通を乗り継ぎ、大変な

思いをして障害者の方を病院へ連れていかれたそうでございます。このような障害の重い、特別の事情の方につきましては、移送サービスの上乗せをしたらいかがでしょうか。これが1点でございます。

2点目は、心身障害の人で車がない人は、タクシーチケットは本当に助かるのでございますが、例えば家から海南病院まで距離が長い方、例えば鍋田の端っこから海南病院へ行かないといけない方、十四山の一番外れから海南病院へ行かないといけない方、こういう方たちにつきましては、自己負担が余りにも大きいので病院へ行くのもつい我慢してしまうという声が寄せられております。障害の方の命を守る上からも、通院距離の長い人など条件を決める必要があると思いますが、上乗せ給付の検討をしたらいかがでしょうか。

この2点につきまして、市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

さまざまな形で身障者に対する私どもの支援はさせていただいておるわけでございますが、タクシーチケットにおきましては福祉課長の方から詳細について申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 福祉課長。

福祉課長（横井貞夫君） 身障の方のタクシーチケットの上乗せ給付について御答弁を申し上げます。

心身障害者タクシー料金助成事業につきましては、1級から3級までの身体障害者手帳をお持ちの方か、A判定またはB判定の療育手帳を有してみえる方で申請をされた方に身障割引を適用した基本料金540円に迎車料金200円を加算した740円のチケット36枚つづりを1冊お渡しいたしております。平成18年度で該当になるとと思われる方は約1,000名でございます。そのうち501名の方が申請され、1万8,036枚のチケットを交付させていただいております。申請された方の割合は約50%、利用率は報告書に記載させていただいておりますとおり6,101枚の利用がございました。利用率は約34%となっております。交付させていただきましたタクシーチケットの約3分の2が未使用でございます。御要望のございました件につきましては、現行の36枚を交付させていただくことで事業を継続させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 今御報告いただきましたように、3分の2の方が未使用ということでした。使われる方は、非常に便利、助かる、こういうお声があるのでございますが、先ほど申しましたように重い障害の方、それから遠距離の方につきましては、今後ぜひ、

使われない方もある分、予算配分を考えていただきたいと思います。ぜひ検討課題としてお考えいただきたいと思います。

次の問題に移ります。

認定第1号の3でございます。臨時職員の賃金の見直しについてでございます。

十四山地区の臨時職員の賃金は、合併によって職種によっては下がりました。例えば具体的に申し上げますと、デイサービスセンターの看護師さん、介助員さん、ケアマネジャーさんたちは、看護師さんは1,100円だったのが1,200円に、介助員さんは900円が1,000円、ケアマネさんは1,300円が1,400円に100円ずつ引き上がっております。しかし、一般事務などの方は、十四山のときは800円であったのが770円となりました。また、保育所で免許のある保育士さんは950円でしたが、910円に下がりました。児童クラブの指導員で免許のある方、十四山のときは1,000円でしたが、この方は910円に下がっております。臨時職員の方も正職員の方と力を合わせて、子供たちの保育や学童クラブで一生懸命やっていただいております。この4月には合併によって下がった分、今申し上げました下がった方については、1時間20円ずつ引き上げられたと聞いております。さきの議会答弁でもございましたが、正職員の給料の調整、見直しとあわせて、臨時職員の賃金も随時見直していただきたいと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。どのように、どういう手だてで見直されるのか、具体的にわかりましたらまたお答えもいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部彰文市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

臨時職員の賃金につきましては、先ほど安井議員の方からも御質問の中にございましたように、この4月に一部についてはいわゆる見直しを実施いたしました。今後、さらに県内各市の臨時職員の状況を踏まえながら、妥当な額についての検討を加えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 次の問題に移ります。

認定第2号、子供の医療費の窓口減免に対する国の補助金カットについて質問をいたします。

平成18年度、弥富市ではカットがどれくらいの金額になっておりますでしょうか。子供の医療費の窓口負担を減免している市町村に対して、国は補助金削減という制裁ペナルティーを行っております。その削減額は、2000年度から2005年度の6年間で国規模で約380億円に上ることが厚労省の調べでわかっております。県下でも進んでいます弥富市の中学卒業までの医療費の無料化は、大変市民の皆さんから喜ばれております。国のペナルティーは住民福祉や地方自治にも反するもので、直ちに中止すべきだと思います。弥富市ではどれほどの金額

になっているのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） それでは、安井議員の御質問にお答えいたします。

国保の療養給付費に係る国庫負担金においては、福祉医療に対する減額計算の制度があります。これは、福祉医療を充実させることにより医療費が増大することへの減額であります。平成18年度の国庫負担金については、乳幼児、それから障害者、それから母子家庭等の医療の影響として、計算上1,484万円程度が減額されていると考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） 先ほど申しましたように、国のペナルティーは住民の福祉や地方自治にも反するもので、私は直ちに中止すべきだと考えております。市長は市長会などを通じて国に要望書を提出していただきたいと思いますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

従来も県を通じて国の方へ働きかけを行っているわけですが、先ほど御質問の中にもありますように、私どもとしても今後ほかの市町村等と共同歩調をとりながら、是正していただくようにさらに国の方へ働きかけていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 安井議員。

18番（安井光子君） これで議案質疑が終わるのでございますが、合併後、十四山の人たちは、合併してもちっともいいことがないとあちこちで言われております。平成18年度の決算では、十四山の人々の声が、実態があちこちに盛り込まれております。行政として懸命な改善のための御努力はいただいておりますが、来年度の予算では十四山の住民の声にもぜひ耳を傾けていただき、十四山が隅に追いやられることがないように、ぜひ声の要望を実現していただきたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇佐美 肇君） ここで休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~

議長（宇佐美 肇君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて、原沢久志議員。

31番（原沢久志君） 原沢です。許可を得まして発言をさせていただきます。

私は、認定第1号の十四山村シルバー人材センターについてでございます。今は十四山シルバー人材センターでございます。「村」が外れておりますので、ちょっと訂正いたしたいと思っております。

十四山村シルバー人材センターでは配分金を前年度実績と比較をしてみますと、平成17年度は約5,900万円、平成18年度は5,600万円であり、全体では300万円ほどの減という内容でございました。これは、事業内容をよく見てみますと、事業所の仕事を760万円ほどと大きく伸ばした努力をしたたまものであります。私が今回この場で指摘したいのは、弥富・十四山村の合併になっても、公共事業のシルバーへの発注は合併前と基本的には変わらない。今後をお願いをしたいとの約束でございましたが、このことが守られていない、この点にあります。

公共事業につきまして中身を調べますと、17年度は1,512万円ほどございましたが、平成18年度は533万円と1,000万円近くも大激減しております。その減った内容といたしましては、一つは公共施設の清掃が全くなくなってしまったということでありまして、二つ目は、先ほど安井議員の方から指摘がありましたが、学校の樹木の剪定や刈り込み、草刈り、除草費、このような費用が3分の1に削減された。また、平成19年度からは、瓶、缶、ペットボトルの回収がなくなったなどがありますが、公共施設の清掃などについて、もとに戻してほしいという要求でございます。今、十四山のシルバーに働いている方たちからは、合併しても少しもよくなっておらんという批判の声が大きく続いております。こうした声を解消するためにも、ぜひ行政の見直しをお願いいたしたいと思っておりますが、その点についてお答えを願います。

議長（宇佐美 肇君） 十四山支所長。

十四山支所長（平野 瞳君） 原沢議員のシルバー人材センター十四山支所の第1点目の質問についてお答えをいたします。

今後につきましては、十四山地区公共施設の清掃業務等を含めまして、シルバー人材センターに委託できるものはお願いしてまいります。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

31番（原沢久志君） 私も、十四山のシルバー人材センターの方へ行きまして、事務局長さんともいろいろと内容等について説明を伺ってまいりました。そして、十四山での公共施設の清掃というものについて、今、入札でやっているがために、私たちは入札の業者ということで、そういった入札に参加できない。ですから、そういった施設の清掃が全くできない状態になっているということで、十四山ではシルバー人材センターの方と随契を行いまして、公共事業の清掃等をお願いしてきたところでございますが、合併前には十四山での公共施設

の仕事につきましては、これまでどおりシルバー人材センターの方をお願いをしていくという説明でございましたので、その辺、そういった形で随契ということで来年度からは再度見直しできる場所は見直ししていただきたいというふうに考えます。先ほどの十四山支所長の答弁ではそういった見直しをするというようなことでしたが、契約のあり方についてはどのように考えておられるのか、また十四山との合併時の約束が守られるのかどうか、その点について再度お伺いをいたしたいと思えます。

それから、学校の樹木の剪定の件でございますが、こういった予算が、先ほどの安井議員の質問の中でも約3分の1に減らされておるということでございます。それで、私も十四山の東西小学校、あるいは中学校を改めて眺めてきたわけですが、やはり十四山の学校は本当に環境がよく、緑地が校庭の南側のところに整備されておる。また周囲には樹木が植えられて、本当にいい環境につくられております。そういう点で、私は十四山だけをよくせよという意味ではありませんけれども、十四山では今まで現在の3倍の費用を使って整備をしてきたという実績があるわけでございますので、そういったことをよく検討していただいて、やはりある程度戻せるものは戻していただきたいというふうに考えますが、市長の方から学校の樹木の関係については答弁をお願いいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 原沢議員の御質問に対してお答え申し上げます。

最初のシルバー人材センターの件でございますが、この春から合併に基づいてシルバー人材センターも一本化にという形になってきておるわけでございます。そういった形の中で、私は新たに新しいシルバー人材センターの姿というものもこれから構築していかなきゃいかんのではないかという思いがするわけでございます。私どもの大量団塊世代の大量退職という時代にもなっております。こういう人たちのシルバー人材センターへの加入が、もうしばらくすれば参加していただくような時代になるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そういった中で、従来のシルバー人材センターのお仕事をベースにしながらも、仕事の量とか、あるいは仕事の質的な問題について考えていくような時代になってきたんじゃないかというふうに思うわけでございます。役員の方々のお知恵をこれから一生懸命出していきたいと思っております。

先ほど支所長が答弁しましたように、十四山地区における公共施設の清掃等につきましては、今後お願いをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

2点目の樹木の管理でございますが、先ほど安井議員のところでもお答えをさせていただきましたとおり、すべてが他人任せということではなくて、やはり自分たちでやれる範囲のものは、やっていただきたいというようなことを思うわけでございます。何でもアウトソー

シングという形ではなくて、やはり自分たちでできることは学校の範囲の中でお考えいただいて、ぜひ実行していただきたいということと同時に、あるいは住民、あるいは市民の皆さんに迷惑のかかるといったようなことにつきましては、これから行政としても対応していかなくちゃいかんと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 原沢議員。

3 1 番（原沢久志君） 施設の清掃につきましてはシルバーの方をお願いをしたいという力強いお言葉をいただきまして、ぜひそういった形で、合併して一つもよくなかったというようなことが払拭できるように、私どもも一緒にそういう中で頑張っていきたいと思います。

学校の樹木の剪定の問題につきましても、市長は現場をよく見て検討していきたいということをお先ほど述べられておりますので、そういう前向きな姿勢で今後も対処をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（宇佐美 肇君） 続きまして、三宮十五郎議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 私は、認定第 1 号を中心にいたしまして、市長及び問題によりましては関係部課長の皆さんからお答えいただいても結構でございますが、少し全体的な問題でお尋ねをしたいと思います。

18年度予算を編成され、その大部分を執行されたのは前市政でございまして、ことしの3月の議会で最終見通しを示されたのは服部市長でございますが、改選期や任期の関係で、ほとんどそのまま旧市政を引き継がれ、必ずしも服部市長の責任とは言えない問題でございますが、決算は市政の実態と問題をリアルに示すものでございまして、市役所は市民に役立つものにしたいという市長の日ごろからの立場に沿った改革を前進させていただきたいという立場でお尋ねいたしますので、率直なお答えをお願いいたします。

まず、市町村長は予算の編成権を持っているわけでございますが、それは当市の場合でございますと、市の最高の意思決定機関であります議会の議決を経て執行されるものでございます。現在、巨大地震やゼロメートル災害への備えを初めとする寸刻を惜しんで対応しなければならない問題が山積している中で、私は残念ながら18年度の当市の予算、あるいはそれに基づく決算は、非常に根本的なところで不備があるというふうに考えざるを得ませんので、立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

まず、市税を初め地方交付税までの本来の市の、国や県の補助事業とは無関係な、一番基本的な収入が第 1 款から第 10 款まで 10 項目ございますが、この収入予算が、年度末の 3 月議会で示された最終予算見通し 80 億 8,000 万円に対して 6 % も多い 4 億 8,500 万円になっておりますが、予算の議決なしにこういう収入があるということは、先ほども申し上げましたように、市の必要な仕事をあらかじめ見込むという予算、それからそれにふさわしい収入見込みを立てて、市民の命や暮らし、安全を守るという責任を負う行政と議会という立場から見ま

して、まずこのような大きな実態と見通しの乖離というのはあってはならないことだと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、数年前に比べて、議決しても実行されない予算が金額でも割合でも2倍を超えるような状態も続いておりますが、こうした状態については、議会のときにも市長の方から改善をしたいという答弁がございましたが、今日の市政の諸課題を考えたら本当に相当思い切ったたださなければならぬ問題だと思っておりますが、市長はそういう御認識をお持ちかどうか、最初にお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答えをしていきたいと思っております。

全体的な平成18年度の決算報告につきましては、皆様の方のお手元に決算報告書が渡っていると思っておりますので、私も全体的な話をまずさせていただきたいわけでございますけれども、予算の積算に当たりましては、歳入について、社会経済情勢や国・県の政策動向等も踏まえながら、過去の収入実績であるとか、あるいは前年度の決算見込み等を検討し、また歳出につきましては、過大な見積もりが決してないようという形で適正額の計上に努めてまいりました。また、決算の調整につきましては、決算見込み額をもとに3月の補正予算を行っております。平成18年度は、合併、市制施行して初めての予算の編成、決算という形でございますので、積算・調整に苦慮した面が多々ございます。結果的には8億287万円の繰越金が生じましたが、これは後でも述べますけれども、予算につきましては、今まで以上に財政実態が反映されるような精査を十分していきたいというふうに思っております。額という形の中でとらえております。また、決算の調整につきましては、今まで以上に補正後の予算額を決算額に近づけるよう努力してまいりたいと思っております。

そして、私自身の平成18年度決算に対する認識を申し上げますと、私どもの大事な仕事というのは、常に行財政の改善を通じて安定したバランスのとれた財政状況を目指していかなくやいかんというふうに思っておるわけでございます。そういった意味におきましては、起債の減額を進めながら、次への行政運営のための基金づくりをどうしていくかということが非常に大切であるわけでございます。

平成18年度から19年度に対して繰越金の額は、先ほども言いましたように8億287万円の繰越金が生じたわけでございますが、これを単年度で見ると、実は平成17年度から平成18年度への繰越金が旧弥富町分で6億3,400万円ほどございます。そして、旧十四山分が2億1,500万円ほどございます。旧十四山分におきまして、しっかりとした行政が行われていたなあということを感じるわけでございます。こういった形で繰越金だけの収支をいたしますと、平成17年から18年度への繰越金が8億5,000万あるわけでございますから、単年度にしますと4,700万ほどの減額になります。しかしながら、一方では積立金、いわゆる財政調

整基金というものを3億200万円ほど積み立ていたしましたので、そういった中においては、3億200万円から4,700万円ほどの減額の繰越金を引きますと2億5,500万円ほどの黒字になるわけでございます。その一方、また積立金という形の中では学校施設の整備基金であるとか、減債基金、いわゆる借金を返すための積立金をしていかなきゃいかんもんですから、それを2億4,000万ほどいたしております。そういった形をプラスいたしますと、実質の単年度収支は3億9,000万円ほどになって黒字でございますけれども、しかしながら、私たちがもう一つしっかり考えていかなきゃならないのは、いわゆるプライマリーバランスと言われる銀行等からの借入金でございます。こういった地方債というものをしっかりと歳入歳出の中で見ていかなきゃいかんということでございます。平成18年度は10億の借入金をいたしております。そして、8億の返済をいたしました。合わせて、プラス・マイナス、そこでは2億円使用しておるわけでございます。そして、先ほど申し上げました実質単年度収支の3億9,000万からこの2億をどうしても差し引かないといけないということで、実質的には1億9,000万円ほどの黒字という状況でございます。

私も民間企業の出身でございますので、こういった形の収支バランスを考えた場合に、ここの歳入が実質的には128億2,000万でございます。そして、これの最終的な経常収支の額としての1億9,000万円を考えますと、いわゆる民間企業で言う企業の収益率、あるいは企業における経常利益率ということを考えますと1.48%になるわけでございます。そういった中では、マイナスではございませんけれども、一つの成長というか、発展という段階における経常利益率を見た場合においては、健全ではありますけれども決して勝っているということではないと思います。私は優秀な企業というのは、大体3%から5%を上げられているというような状況でございますので、弥富の場合は経常利益率が1.48%ということでございます。

そういった中でこの決算を見ているわけでございますけれども、三宮議員のおっしゃる、いわゆる予算額と決算額をしっかりともっと近づけなさいということでございます。今後の一つの大きな課題として私どもとしては取り組んでまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今、市長は実質単年度収支という言い方をされましたが、これは行政の特殊な用語でございまして、総務省が国と地方の関係だとか、地方全体の財政状況を比較する上でいろんな手法を決めておりますが、要するに長期的に5年、10年という単位で財政の実態を判断する上では非常にそれは私はいいい方法だと思いますが、同時にこれは、例えば学校の建設積立金だとか、それから借金を返済するための積立金はマイナスに計上される仕組みになっておまして、この数字で黒かどうかということを単年度ごとに比較すると

ということについては非常に問題があります。前から申し上げておりますように、弥富市はそういう意味で言いますと、現金預金の増減ということで見ますと、平成17年度の旧弥富町時代が3億3,000万のプラスでありまして、それから今市長がお話をされました18年度は、旧弥富・十四山の前年度末の現金積立金残高に比べて4億5,600万円のプラスであります。2年間で約8億円の現金預金を実際には旧弥富町と弥富市は増加をしております。

そして、私が特に今申し上げたのは、例えばここに17年度の蟹江町の耐震対策が行われた事業の結果がありますが、役場庁舎、それから消防庁舎、それから耐震貯水槽の設置、消防団拠点施設整備等事業、蟹江小学校の耐震補強事業、須西小学校の大規模改修、中央公民館の耐震改修工事等、同じ年度にこれだけのことをやっている時期ですね。市長は、6月議会だったと思いますが、私の質問に今後3年間で弥富市の小・中学校を中心とした公共施設の整備と、できたら市庁舎もやりたいというふうに言われたんですが、前市長も実は5年前の選挙のときも、5ヵ年計画で耐震改修を終了させるという公約で出られておったんですが、実際にほとんど何も手がついていない中で17年度は3億3,000万お金を残す。そして、18年度は4億5,000万円の現金預金を新たに残すということで、実は弥富町時代の16年度末の現金預金の総額は34億8,600万円。これは土地開発基金も含めた一般会計が管理しておる現金預金であります。十四山と合併をしたこともございまして、先ほどのような現金預金を年度ごとにふやしてきたこともありまして、18年度末の一般会計の現金預金の残高は53億3,400万円にもなっております。本当に寸時を惜しんで対応しなければならない事業がたくさんあるのに、この事業をきちんと見積もらないことと、収入予算をきちんと見込まないという、本当に行き当たりばったりのような状態。

先日も財政担当者とお話をしたら、結局この間、合併問題なんかで財政を担当しなければならない人たちが、ほとんど財政の問題を考える余地もないようなことがずうっと続いてきた中でこういうことが起こっているということが一つと、それからもう一つは、毎年7月に、ことしももう終わりましたが、その年度の国と地方の交付税の配分を決めるために、税収の見通しだとか、基本的な収支の突き合わせを全国の市町村と総務省が都道府県を通じてやるわけですね。これは、例えば平成17年度につきましては、弥富と十四山の合計で、この基準の数字と実際の両町村の結果は99.9%であります。それから、18年度につきましては、そのときの基準の示された数値と実際の弥富市の収入が102%でありまして、7月の段階でもそういう見通しが国と弥富市の間で、あるいは旧町村の間でやられておるわけでありまして、きちんと見込める。特に民間の事業所と違いまして、前年の税だとかそういうものを基準にやっていきますので、一定の基本があればそんなに大きく狂わない。今、特に制度が所得税の一部を地方に配分するとか、そういうこともあります。これも一定の比率が決まっております。大体どういうふうになるということは総務省の方も握っておるわけでありましてか

ら、非常に市町村の財政というのは、その気になればどれだけの収入が見込めるということは割り方早い時期に見込める。予算編成時にかなりのことが見込まれて、7月にはほぼ年間の基本が見込める。ましてや3月の最終議会で示した最終見通しは、県が何であんなにほとんど100%近いものができるのか不思議だったんですが、こういう仕組みがあることが、この間、余りにも弥富の実際とかけ離れてきた中で不思議になって、勉強させていただいたらそういうことがわかりました。

それともう一つ、弥富がこうなった大きい原因は、15年の12月議会に収入役を廃止しましたよね、16年の1月1日から。決算の調整は収入役の仕事でありました。そういう部門が、弥富町と弥富市になってなくなったことも、そういうどんどんどんどん実態と離れていく大きな原因の一つになっている。しかし問題は、やっぱり市民の命、安全を守る。巨大地震などが言われている時期に、本当に市の当面する重点事業を、市長を中心とする行政当局と議会が全力を挙げて解決するという、ここでの一致や構えがなかったことが、こういう予算の狂いを生じさせていく背景になっていたということ、最近の弥富町、あるいは弥富市の予算・決算をめぐる、どんどんどんどん実態から離れていく最大の背景になっていたということとをぜひ御考慮に入れて今後の改善に取り組んでいただきたいと思います、改めて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

三宮議員の御質問の中に、いわゆる歳入見込みの実態が甘いのではないかということでございますが、そういった中におきましては確かに歳出計画の中のバランスがとれていなかったということについては反省をいたしております。私自身も、弥富市が今後、中期的な計画の中でどういったような歳入計画がという形で、一応5年間のシミュレーションをさせていただいております。そうした中で、それに伴う歳出計画というもの、あるいはその中の事業内容につきましては優先順位をきちっと見きわめながら、きちっとした行政運営をしていかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。しかしながら、一方におけます、議員も御承知のとおり、地方分権の確立ということがいっぱい言われております。いわゆる自主財源をいかに確保していくかということが非常に大事な時期でもございます。御承知のように、いわゆる補助金とか交付金のカットであるとかいったことが、これからますます地方の自治体に対して求められるわけでございます。私どもとしては、しっかりとした自主財源を確保していく中で行財政運営をしていかなきゃいかんということ肝に銘じながらやっていきます。議員の御理解も賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

3 2 番（三宮十五郎君） 財政全体の見通しや、現在の弥富市が置かれております行財政力

についての議論はもう少し先に送らせていただきまして、今市長の方からも5年間のシミュレーションをされているというお話がございましたが、私どももかねがね5年、あるいは10年という中・長期の計画を持ち、新年度の予算に見込める収入と必要な事業をしっかりと見込む。そして、年次計画を立てて、さきに市長が表明されました3年で学校などの公共施設の耐震対策を完了するとか、できたら庁舎の対応も考えたいというようなことが実際に実現できるような方向で、市長初め副市長、担当部課長がそろって今の弥富市の収入見込み、あるいは予算・決算のあり方を改めていただくこと、そして新市総合計画や建設計画と中・長期の財政計画を一体のものとして作り上げていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

まず、ちょっと具体的な問題で一、二お尋ねいたしますが、県競馬組合の補助金が15年度8,000万円、16年度6,000万円を最後に、17年度も18年度も未執行となっております。当時、当面は県が相当分を県の一般補助事業等でカバーするというようなお話もございましたが、このことについては現状どうなっているか、お答えいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 副市長。

副市長（加藤恒夫君） 先ほどの三宮議員のお尋ねでございます競馬組合からの補助金の関係でございます。

御指摘のように、平成17年、18年と、19年も調整をしておるわけですが、なかなか厳しいということでございます。厳しい中で、市といたしましても「そうですか」という形にはいきませんので、どうしても競馬組合が非常に厳しい経営状況の中で補助金を交付することができないということであるならば、県の農水部が競馬の一つの行政窓口でございますので、そちらの農林水産部の方から何らかの支援をしてもらわなきゃいけないということで今日まで来ておるわけでございます。その実態がどうだということでございますが、今まで補助金を受けておりました。その時代時代によって異なりはございますけれども、昭和49年からそのような形で受けているわけでございますが、今日まで、その時代時代では異なりますけれども、5,000万、1億、また9,000万、8,000万、7,000万、それから6,000万という、それぞれの時代の中で競馬組合から直接受けておったわけですが、それに肩がわりするものを現在については農林水産部の方から支援を受けておるということでございます。以上です。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひ県にお約束を守っていただいて、必要な支援をしていただくように引き続いて努力していくことを要望しておきます。

次に、以前にもお尋ねして、いまだに改善をされていないというふうに思いますが、今、預貯金の金利がほとんどゼロぐらいの状況ですね。かつては旧弥富町でも、金利だけでも年間1億円を超えるような収入がございましたが、今、先ほど申し上げましたように、年度末

の一般会計が管理する現金預金は53億円、さらに7月末のすべての会計の現金預金残高は79億円にもなっております。既に周辺の市町村や一部事務組合では、一部を、短期国債を初めとした、もっと運用益が見込めるものに切りかえるなどして努力をしております。恐らくこうした弥富市のお金が即毎年現金として支出されるわけではございませんので、一日も早く周辺市町村のやっておられることも研究されて、弥富市にふさわしい資金運用を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇佐美 肇君） 会計管理者。

会計管理者兼会計課長（村上勝美君） 議員の御指摘がございましたとおり、ただいま運用基準の方の見直しを行っております。より効率的な運用の進め方を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） ぜひ少しでも有利な方法で、市民の皆さんの大切な税金でございますので、運用されることを強く求めておきます。

次に、この決算及び19年度補正予算も絡めまして、現在の市の行財政力について立ち入ってお尋ねしたいと思います。

三位一体の改革によります地方財政の切り下げ、定率減税の廃止と高齢者などへの大增税によりまして、庶民増税が各自治体財政にさまざまな影響を与えております。制度を、私は「改悪」と言っておりますが、改正が始まる前の平成12年当時の5ないし10%以内の財政力に戻せたらというのが、全国の多くの自治体関係者の皆さんの思いであると思っておりますが、毎年、国と地方の間で県を挟んで、総務省と、先ほど申し上げましたように市町村の間で、それぞれの市町村の税収と国からの交付金を合わせた基本的な収入の突き合わせが行われ、基準に満たない自治体には普通交付税が交付をされる仕組みになっております。その資料を市からいただきまして計算してみますと、弥富市の基準となる収入は平成19年度で約89億円、住民基本台帳の人口1人当たり20万8,000円程度になるというのが、一部、まだその資料をいただいたときには、県と市町村の間の住民税の分け分がきちんと決まっていなかった時期でございますので、多少違いがございましたが、それを修正して、そしてさらに今監査の資料をそっくり議会事務局の方に出していただいております。それを見せていただいて計算をしますと、税収を中心にして、そういう収入が見込まれます。平成12年の弥富町の1人平均のこの基準値は19万5,000円でございますので、大幅にそれを上回る状況になっているのが、この19年度の一連の改正の中で起こっております。

これは、平成17年度には、この西尾張地方、衆議院の旧愛知3区でしたが、ここでは1人当たりの税収の断トツの1位が飛島で、続きまして十四山村、それから3番目が犬山市で、4番目が稲沢市で、5番目が弥富町でございました。ところが、ことしの税収見通しを見て

みますと、間違いなく弥富市が飛島村に次いで、犬山市や稲沢市を抜いて、この尾張部の市町のトップになっております。その最大の理由というのは、一つは、合併をした十四山村がもとの弥富町よりも1人当たりの税収が高かったということも一つ。それからもう一つは税制改正、要するに所得税の一部を振りかえるやり方は全体で変わりませんが、実は弥富市もそうでしたが、十四山と弥富の17年度の決算額に比べて固定資産税は18年度は下がっていますよね。19年度は約7%ぐらい、私の計算では17年の決算額に対して伸びる見通しであります。これが、多くの市町村は19年度末も17年度より下がっている。弥富はふえている。これは、やっぱり西部臨海工業地帯を中心とした新しい企業の張りつきがあったことと、もう一つは、弥富の市街化区域の開発行為が進んでいるということが要因になっているのではないかというふうに思いますが、そういう中で私がびっくりしましたのは、犬山市にしても稲沢市にしましても、都市計画税だとか、それから一定の規模の法人に超過課税をかけておって、大体人口1人当たり7,000円だとか8,000円という弥富で取っていない税金も取っている。そういうところにも比べても、弥富の税収がふえているだけではなくて、平成12年当時の基本的な収入よりもかなり多くなっている。しかも、それは平成16年に、17年度以降に所得譲与税という形で、19年度からは住民税に所得税の一部を振りかえるということを条件にいたしまして、弥富と十四山で合わせて保育料の運営費負担金を1億6,600万削られましたよね。それから、今、十四山と合併をしたことによりまして、10年間は合併しなかったという前提で計算をして、十四山が今後受け取ることになる交付税を弥富市に交付しますと、普通交付税に。この額を合わせると、市民1人当たり1万1,200円余りの費用になりますが、これを除いても12年度の、要するに三位一体改革が進められる前の旧弥富町の基準的な収入よりも多くなったというのが現状なんです。

そして、先ほど市長はいろいろ御心配されておりますが、蟹江町も交付税の不交付団体になっておりますが、実はこの補正予算で弥富市が借りるのをやめました臨時財政対策債、これは交付税を削った分の一部補てんに使いなさいということで、要するに借金のいろんな規制にはカウントせずに使う、あるいは不交付団体は、それを返す費用は国が負担をするという形で出ているやつで、弥富は、あんまり使うメリットは不交付団体ですからなくなるわけですが、それをことし、この補正予算でもう全部借りるのをやめておりますが、やめても弥富町の基本的な収入の規模は、三位一体の改革が始まるより前の水準になっている。あるいは、今言った保育料の運営費負担金を旧両町村合わせて1億6,600万削られた分を、新しい税収で賄ってまだ余力があると、こういうレベルになっているということをきちんと見ていただいて、そして今後の行財政計画を進めていただきたいと思います、そういう御認識をお持ちでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 質問にお答えさせていただきます。

標準財政規模につきましては、三宮議員御指摘のように、平成12年当時に比べて1人当たりの額が多くなっております。しかしながら、人件費、公債費、扶助費等の経常的に支出する経費の増減も考慮しなければならぬため、標準財政規模につきましては財政構造の弾力性を測定することができません。

それで、財政構造の弾力性を測定する指標に経常収支比率というものがございまして、この経常収支比率と申しますのは、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられるということで、これにつきましては、先ほど12年度のことをおっしゃってみえましたので、平成12年度は77.1%でございました。それで、平成19年度につきましては、その比率を換算する数値、これがあくまでも18年度と同じと仮定した場合は81.9%となる見込みでございまして、これはあくまでも仮定でございまして、最終的にどういう数値になるかは決算が終わらないとわからない部分でございまして、そういった積算する数値が18年度と同じと仮定した場合、81.9%となるということでございまして、したがって、標準的な収入は確かにふえておりますが、人件費、公債費、扶助費という経常的な義務的経費の増加が収入の伸び以上の伸びを示しているのが、この経常収支比率の数字が大きくなっている原因というふうに考えております。したがって、今後とも引き続き自主財源の確保に努めていかなければならないと考えております。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 昼に近づいてきましたが、三宮さんまだ……。

32番（三宮十五郎君） まだ3分や5分では終わらないと思います。

議長（宇佐美 肇君） そうしたら、三宮議員が発言をされるのは、時間的に言いますとあと26分、12時26分までで時間が切れるので、それ以降はないけど、継続してやらせていただくか、それともここで昼にしましょうか、皆さんいかがか。

〔発言する者あり〕

議長（宇佐美 肇君） 継続ですか。

〔「はい」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 継続だと12時26分で終わるというわけでございまして。そうしたら、継続でしたら三宮さんはあと3分ほどということですので。

三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 今、総務課長の方から経常収支比のお話でございましたが、特に経常収支比というと、いろんな市町村の状況や、要するに社会的インフラを整備しなければならないことが強く求められている時期につくられた基準なんですよ。今、実は弥富はま

だ人口は減っておりませんが、稲沢市にしても、この15年から18年までの間に1,800人、周辺地域だけじゃなくて稲沢市の本体の中でも今、人口が減るとか、そういう状況が出てきておりまして、単純に比較ができない状況になっている中で、しかもほかの市町はまだ、さっき申し上げましたように、臨時財政対策債を使っても12年の基準に比べるとはるかに少ない。例えば蟹江町が交付税の不交付団体になりましたが、今の基準で申し上げますと、蟹江は弥富よりも大体1万円ぐらい、町がコンパクトにできておりますので基準的な費用は少なくて済むと思うんですが、12年のそれは18万4,000円余りでございましたが、19年のそれは16万4,000円、そして臨時財政対策債を約1万円加えて18万7,000円ですから、それを加えても、交付税不交付団体になっているところでも、そういう水準で今は行財政運営がされております。だから、弥富市が置かれている現状というのは、もちろん本来国が負担しなきゃならないいろんな事業を今は市町村や住民に肩がわりさせておりますので大変なことはあると思いますが、ほかの市町村に比べるとかなり恵まれた状況にあるということをお頭に置かれまして、ひとつ今後の行財政運営を進めていただきたいと思います。

そこで次の質問に入りますが、今、税制改正、あるいは諸制度の改善によりまして、認定2号と、それから何号だったか、介護保険の関係にもかかわりますが、本当に生活保護基準を下回る人たちに税金がかかる。例えばひとり暮らしのアパートでお住まいの方ですと、もしその方が働いて、仮に3万円、5万の収入があって、差額を生活保護を受けているとしますと、130万を超えるような収入が得られる、それから医療費は全部公費負担、介護保険や利用料だとか、そういうものは上乘せで給付されるということになっておりますが、実際には今そういう方が生活保護を受けていない状態で、パートなり、臨時で働いている収入ですと、93万円を超えると均等割の税金がかかります。介護保険料は、この場合は課税世帯の本人課税になりますので、標準の125%の負担になります。これに国民健康保険税やもろもろの負担がかかるわけございまして、この間、弥富市におきましては、そういう生活保護基準を下回る一定の条件以下の人については、本来の介護保険料や国民健康保険税の均等割、平等割を2分の1にするということをお決めいただいたり、さらに医療費につきましては、生活保護基準の1.1倍以下の実収入の方については自己負担分を国保の場合免除するということが決められました。しかし、実際にそういう人に半額にしたところ、しかも一生懸命働いて生活を受けずに頑張っておる人が、生活保護の人よりも低い水準の生活をしなきゃいかんというのはあってはならないわけございまして、ここに、それぞれの法律でも、それから弥富市の条例の中でも、市町村長が必要と認めた者には必要と認めた額を減額や免除すると、こういうことがそれぞれの個別法でも決められ、あるいは市の条例の中でも決められております。ところが、今のところ医療費の国保の自己負担分については免除ですが、ほかの制度はそのまま、一定の緩和はするが、免除しない。

それからもう一つは、地方税法でもそうなのですが、実際に払えない人たちがそういう状況が続いている場合には、差し押さえをしないことを決めて本人に通知をすれば、必要ならそのときからでも、あるいは一定の期間がたてば、その課税がなかったことにすることができるとい制度があります。したがって、物すごく今、庶民増税による税収がふえて、これで市の行財政が運営されているということが一面と、もう一つは、この改正によって従来考えられなかったようなそういう人たちの負担がふえている中で、国保の自己負担分は免除するという制度をつくったんですが、これは住民税、国民健康保険税、介護保険料を含めて、必要な人にはきちんと審査をして減額や免除をするという仕組みをつくらなければ、同じ市の制度の中で片手落ちだと思いますので、先回の全員協議会ときには、まだ住民税なんかの改善についてはというお話もございましたので、ぜひこれは必要な手だてをとっていく。市長のお約束の中にもありましたように、支援の必要な人たちにはきちんと支援をしていくという立場に立たれた必要な改善をして、要するに市民の方に理解もいただけるし、同時にそういう人たちが生きていける手だてをきちんとしていただくということを求めたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長（宇佐美 肇君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（佐藤 忠君） 市税の関係で税務課の方からお答えします。

市税の減免については、今現在、弥富市税の減免に関する規則に基づいて実施しておりますが、さきの市町村懇談会において、市町村民税の減免制度について市町村間で意見交換ができないかとの発言があり、検討の結果、市町村税務担当課長会を開催し、情報を交換し、検討するということになりました。9月26日の税務協議会終了後、今後の進め方について打ち合わせをすることになっております。

次に、税等の滞納処分でございますが、滞納者の現在の状況、資産の内容、それから納税の意思、世帯の状況を確認の上、対応しております。今後も引き続き適切に対応してまいります。

議長（宇佐美 肇君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 国民健康保険の減免制度につきましては、先ほど三宮議員も言われたように、18年10月から低所得者に対する国保税の減免規定を明確にしまして実施しています。また、医療費の一部負担金の減免制度につきましては、6月の厚生常任委員会でお示したように、10月から実施していくことになっております。状況を見守っていきたいと考えております。

議長（宇佐美 肇君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、介護保険に関する御質問にお答えいたします。

低所得者に対する介護保険料、利用料の減免ですが、保険料につきましては、生活保護法

による保護の基準に規定する基準生活以下の方を対象に、内規により昨年の4月から実施をいたしております。また、利用料につきましても同様に来月の1日から実施をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） 三宮議員。

32番（三宮十五郎君） 実際に私も申請者の方と一緒に課長と面接をさせていただいたことと思いますが、もちろん住民の方の依頼によってですが、後で課長たちのお話を伺っても、ようあんな収入で生活しておるなあというような人たちなんですね。ところが、いろいろな今までのその人の生活の歴史がありまして、生活保護だけはどうしても受けたくないということで頑張っておられるというのか、大変な状態があります。もう一方で、生活保護を受ける場合には、全部の収入を使い果たして、なくなったら面倒見ましょうという制度なんですよね。一たんそういう制度に入ってしまうとなかなか立ち上がることができなくなりますので、介護保険なんかの場合は、例えば境界層というようなことで非常に難しい制度にしてあるんですが、要するに一定の預貯金があっても生活保護該当の生活費しか通常の方法で使えない場合には、生活保護の申請をして、そして審査をしてもらって減額免除を受けるなんていう、もう実際にはなかなか利用できない仕組みが減免制度なんですね。そうじゃなくて、本当にその人がもう二度と立ち上がれないような状態じゃないところで必要な手を差し伸べて、病気を治して働くとか、そういうことができる仕組みですね。医療費の無料制度なんかは、そういう意味では非常にいい制度だと思いますが、ぜひ市の全体の制度を整合性のあるものにしていただくことを強く求めておきたいと思います。

あと時間がございませんので、実は、この弥富の区長制度なんていうのは、非常に住民の皆さんの要望を市に反映する。同時に、防犯灯の日常的な管理だとか、それから土木申請の窓口、これは佐藤町長時代に条例化されておまして今も続いておりますが、ここへコミュニティ活動なんかも加わりまして、十四山の合併された皆さん、本当にこの区長・区長補助員制度というのは大変な仕事があるものだというのを改めて感じたというふうに言っておられる方も少なくないと思いますが、17年のときに財政の2割カットということをお口にいたしまして一連のいろんな削減が行われました。市の職員の給料につきましては、ぶりから何番目というような状態はやっぱり改善しなきゃいかんということで市長は見直すと。それから、臨時職員についても必要な検討をするというお話がございました。もともとそういう市行政の中核を担う住民とのパイプ役を果たしている人たちを、十分な説明もなしに、しかも事実でもない、2割カットしなきゃやっていけないということを言って一方的に、非常に短期の間に十分な合意もないままにやったこととさせていただきますので、市長も当時の一連の問題については、財政的な見通しがつけば改善をしていくというお話もございましたが、今回、特別職の報酬等も答申があって、今提案をしておりますが、ぜひ市長がおっしゃられるよう

に、市民とともに市民のためにということの先頭に立っている人たちの報酬等についても、この機会に必要な見直し、合理的な見直しをしていただきたいと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の報酬、あるいは特別職の給与等につきまず改正は先ほどお願いを申し上げているわけですが、三宮さんの御質問の中における区長、あるいは区長補助員ということにつきましてですけれども、そういったこととは別に考えていかなきゃいかんというふうには思っておるわけですが、しかし非常に大きな御活躍をいただいているというか、自治体のためにお骨折りをいただいているということは事実でございます。そういった中でさまざまな角度から検討させていただきながら、来年の春に改正できるような形で考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（宇佐美 肇君） 以上で質疑を終わります。

本案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後0時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 久保文哉

同 議員 黒宮喜四美